

14.7.20
第19号

へ衷心より喜ぶものである。

吾、労働階級は不断に吾、自身の生活を資本家階級より
弾圧せらるゝあるのだから會の全階級を見るとき吾、
労働階級は最低劣階級として存在しつゝある。

況んか不肖の劣悪な生活と蹂躪とを被る場合吾、
の生活は何必へ落ち行くのだ？

故に諸君吾、労働者か如何なる要求を為し如何なる態
度を以て如何なる行動に出むらうとせよ此は常に正義
心あり正當であるのだ、争議團體諸君!! 諸君の階級は
誰君の團結の如何にある事を意識せよへ邁進せよ此
是は吾等の戦線を支拂し拡大すべくあらゆり努力を以
てせよとある。一六

関東労働組合聯合會印

勞秘第八八・号

大正十四年七月十九日

警視總監 太田 政 茲

内務大臣 若槻禮次郎 殿

東京警備司令官 殿

社會局長官長 岡隆一郎 殿

東京地方裁判所 檢事 殿

京都 大阪 神奈川 千葉

埼玉 山梨 愛知 兵庫 福岡

各 府 縣 長 官 殿

芝浦製作所 労働争議 二 関スル 件 第六報